

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町医療救護要項

令和 8 年 3 月 2 6 日
合同専門委員会決定

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ高鍋町医事・衛生基本計画」に基づき、第 8 1 回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「大会」という。）における医療救護について必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て、医療救護対策を実施する。

3 救護所の配置

（1）設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

（2）人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師、救急隊員等を配置する。

（3）その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、A E D（自動体外式除細動器）等を配備する。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

（1）救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置及び軽易な治療を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

（2）練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員を配置する。

（3）宿舎における医療救護

宿舎において、大会参加者等に傷病者が発生した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介又は救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに本町実施本部に連絡する。また、実行委員会は、宿舎提供者に対し傷病者が発生した場合に迅速に対応できるよう、パンフレットや各種通知により、医療救護体制について周知を図る。

（4）大会関連イベント等における医療救護

本町主催の大会関連イベント等の開催に関して、必要に応じて医療救護を実施する。

(5) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途、関係機関等と協議の上定める。

5 医療費の負担

救護所での応急措置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、医療救護について必要な事項は別に定める。

(2) 本町で開催する競技別リハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこの要項を準用する。